

お客様に「安心」「安全」にお取引いただくために

金融犯罪の防止について

口座の不正開設・不正利用やカードの盗難・偽造、「振り込め詐欺」等により、不正に預金を引出す犯罪が多発しています。当金庫では、お客様に「安心」かつ「安全」にお取引いただくために、以下のような対策を実施しています。

窓口での取引時確認

口座開設時、10万円を超える現金振込み時などには、犯罪収益移転防止法等の定めにより、運転免許証などによる取引時確認を厳正に行っています。

ICキャッシュカード（生体認証付）の取扱い

ICキャッシュカードは、暗証番号に加え、お客様の手のひら静脈による本人確認が行えますので、カードの磁気データだけを不正に入手する「スキミング犯罪」にも効果的です。

ATMによる暗証番号の変更サービス

類推されやすいキャッシュカードの暗証番号を使用されているお客様には、ATM取引時に暗証番号の変更をお勧めするメッセージを表示しています。ATMで暗証番号を変更することができますのでご利用ください。

キャッシュカードでの一日あたりのお引出し・振込限度額

万一の場合に被害額を最小限に止めるために、一日あたりのお引出し・振込限度額を設定しています。

区 分	一日の 出金限度額 ^(※)	一日の 振込限度額
磁気のキャッシュカード	50万円	300万円
ICキャッシュカード (生体認証機能付き)	100万円 (200万円)	300万円

(※)お客様のご希望により、ATMで口座ごとに上記の表の限度額以内で、更に限度額を引下げることができます。(ただし、引下げた限度額を戻す(引上げる)場合は、窓口での対応となりますので、営業店の窓口にお申し出ください。)

特殊詐欺被害防止のため、ATMでの取引を一部制限しています。(※)

<ATM出金限度額の制限>

70歳以上で1年以上他行庫・コンビニATMのご利用がない個人のお客様について、他行庫・コンビニATMの1日の現金出金限度額を5万円に制限しています。

<ATM振込の制限>

60歳以上の個人、個人事業主のお客様で、過去3年間にATM振込をされていないお客様については、ATM振込のご利用を停止しています。

(※) 必要に応じ制限を解除することもできますので、営業店窓口にお申し出ください。

キャッシュカードの偽造・盗難被害への補償

万一、個人のお客様がキャッシュカードの偽造や盗難により、預金が不正に引き出される被害に遭われた場合は、「預金者保護法」に基づき、原則として当金庫が被害額を補償させていただきます。ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害の全部または一部について当金庫が補償いたしかねるケースがございますのでご注意ください。

カード・通帳等を偽造・盗難・紛失された場合は

通帳・キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等のご連絡は、365日、24時間受付しております。

- 平日の9:00～17:00まで お取引店（カード発行店）又は、フリーダイヤル 0120-839-939
にご連絡下さい
- 平日の9:00までと17:00以降、及び土・日・祝日
06-6454-6631（しんきんATM監視センター）にご連絡下さい

「振り込め詐欺等、特殊詐欺」被害への対応

万一、振り込め詐欺に遭われた場合は、「振り込め詐欺救済法」に基づき対応させていただきます。被害に遭われたお客様は、直ちに警察等の捜査機関に連絡いただくとともに、振込先の金融機関へご連絡ください。

当金庫の口座に振り込まれた場合には、
下記にてご相談をお受けします。

- お問い合わせ窓口
(受付時間:平日/9:00～17:00)
- 当金庫 フリーダイヤル 0120-839-939
 - 当金庫 本支店（58ページをご覧ください）

他金融機関の口座に振り込まれた場合には、
該当する金融機関へご連絡ください。

「振り込め詐欺救済法」は、振り込め詐欺等の被害に遭われた方のために、平成20年6月21日に施行された法律で、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、その口座に滞留している犯罪被害金を返還する手続きを定めたものです。被害者の方の手続きの流れ、犯罪利用預金口座等の情報は、「預金保険機構」のホームページにてご覧いただけます。(https://furikomesagi.dic.go.jp/)

資料編

財務の状況	35
貸借対照表	35
損益計算書	36
剰余金処分計算書	36
注記事項	37
預金の状況	40
貸出金の状況	41
有価証券の状況	44
有価証券・為替の状況	46
経営指標その他	47
自己資本の充実の状況	50
自己資本の構成に関する事項	50
自己資本の充実度に関する事項	51
信用リスクに関する事項	52
信用リスク削減手法に関する事項	54
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	54
証券化エクスポージャーに関する事項	54
出資等エクスポージャーに関する事項	55
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	55
金利リスクに関する事項	56